

## 令和8年産高知県産農産物銘柄設定等意見聴取会議事録

第1 開催日時：令和7年12月12日（金曜日）13時25分～14時30分

第2 開催場所：中国四国農政局 高知県拠点 2F会議室

第3 出席者

（行政機関）

高知県農業振興部環境農業推進課 専門技術員 伊東 美紀子

高知県農業振興部環境農業推進課 会計年度任用職員 森岡 京子

（学識経験者）

高知県農業技術センター 水田作物担当チーフ 坂田 雅正

（申請者・登録検査機関・実需者）

高知食糧株式会社 食糧事業部 お米企画チーム リーダー 下元 祥吾

高知食糧株式会社 食糧事業部 お米企画チーム サブリーダー 宮本 正路

高知食糧株式会社 食糧事業部 お米企画チーム 宮尾 翔

（中国四国農政局）

生産部生産振興課 上席農政業務管理官 西田 幸弘

生産部生産振興課 農産物検査係 係長 荒尾 健一

第4 議題

1. 開会（農政局）

皆さま揃われましたので、只今から令和8年産高知県産農産物銘柄設定等意見聴取会議を開催致します。本日は、ご多忙の中ご参集頂きましてありがとうございます。

2. あいさつ（農政局）

省略

3. 事務連絡（農政局）

省略

4. 銘柄設定の申請内容の説明

ア 「にじのきらめき」設定の申請

（申請者（高知食糧株式会社）の説明）

今回の銘柄設定として申請する品種の「にじのきらめき」は、多収性で高温耐性に優れるということで、近年関東以西において爆発的に作付けも増えている品種でございます。

この「にじのきらめき」は食味も「ヒノヒカリ」並みに美味しく、玄米の品質もちろん、倒伏耐性、収量性もいいと言うところで欠点の少ない品種であります。

現在、近畿・中国・四国地域で栽培されておりまして、特に四国においては高知県以外、

徳島、愛媛、香川すべての県において産地品種銘柄になっているところです。

今回、高知県の四万十町において令和7年産で試験栽培を農家にして頂きました。その収穫された玄米は弊社が全部全量買取り、食味評価、品質評価を実施してみたところ、非常に高い評価数値も出ているところであり、この高品質で良食味の「にじのきらめき」は「早生の晩」品種として今後、県産米の評価向上に寄与するといえます。

また、弊社は自社小売店での販売をスタートし、将来的には高知県下の量販店向けまた業務用向けに販売を目指しているところです。そのためこの「にじのきらめき」の銘柄設定が是非とも必要なことから申請を行ったところです。

#### イ 品種鑑定上の特徴説明

(登録検査機関 (高知食糧株式会社) の説明)

鑑定上の特徴ですが、粒形については丸みを帯びている。また、「ヒノヒカリ」に比べ粒が大きいです。色は中飴色で優れており光沢も優れています。こちらも「ヒノヒカリ」に比べ、色も光沢も優れています。皮部の厚さについてはやや厚く、「ヒノヒカリ」に比べても厚いです。心白・腹白の出現については少なく、「ヒノヒカリ」に比べても心白等の出現は少ない。縦溝の深さは浅く、「ヒノヒカリ」と同等程度です。胚の大きさは中程度でえぐれは深くなっています、「ヒノヒカリ」と同等です。千粒重は「にじのきらめき」24.6g、「ヒノヒカリ」は21.7gで「ヒノヒカリ」より重いです。そして、その他ということで「にじのきらめき」については高温に強く対倒伏性にも優れています、「ヒノヒカリ」に比べても強いというような特徴があります。

#### 5. 申請サンプルの確認

出席者全員で申請サンプルの確認

#### 6. 意見聴取

(農政局) それでは、再開します。議題(3)の意見聴取に入りたいと思います。ご出席の方のご意見を頂きたいと思います。

(行政機関) 申請書にあります生産状況ですが、令和7年産が0.55ha、今後の栽培面積の見通しとかは。

(申請者・登録検査機関・実需者) 令和8年は6haを予定している。

(行政機関) 気になるのが、今「にじのきらめき」の需要が全国的に高まっていて、種子の確保が非常に難しいとの情報も聞いている。種子の確保は大丈夫でしょうか。

(申請者・登録検査機関・実需者) 種子については去年の内から予約をしており、来年、生産も増える分も見込んで種子の確保はしているところです。

(行政機関) 来年生産を予定している6haは、四万十町だけでしょうか。

(申請者・登録検査機関・実需者) 四万十町だけではなく、高知市、南国市などです。

やはり皆さん興味を持たれている方も多いので、是非やってみたいと言う方もいらっしゃいます。

(行政機関) となるとこれは「ヒノヒカリ」に変わる品種っていうことだけではない。

(申請者・登録検査機関・実需者) そうです。四万十町で栽培した場合ですが、時期的に「ヒ

「ノヒカリ」の収穫が9月末辺りからですが、「にじのきらめき」は8月末に収穫ができました。そのため、作期分散もでき、品質的にも良いということなので、南国市においても「ヒノヒカリ」に変わるというところで、「コシヒカリ」ばかり作っていると刈り遅れが出てくるが、そういったところに作期分散ということで「コシヒカリ」の後に「にじのきらめき」を収穫するというところで考えています。

(行政機関) はいそういうことなんですね。四万十町ではない平場の産地で、「コシヒカリ」の置き換えということではなく、作期分散で「ヒノヒカリ」が使われているところへ「にじのきらめき」を使うようなイメージで考えられておられるということですね。分かりました。

(学識経験者) 測定資料を頂いたのですが、「にじのきらめき」味度がかなり高いですね。

(申請者・登録検査機関・実需者) 実際に自分も食べてみましたが、ちょっと驚くぐらいおいしかったです。また、米粒測定値で整粒値が94.6とものすごく高く、「コシヒカリ」と比較しても全然違います。

(行政機関) 栽培は生産者の方が農研機構のマニュアルに合わせた作り方で作っているっていうことですか。マニュアルでは多収のため肥料を多く入れるようになっていますが。

(申請者・登録検査機関・実需者) そうです。

(行政機関) それなら大丈夫と思いますが、やはり、「コシヒカリ」「ヒノヒカリ」と全く同じ栽培方法で作った場合、やはりその品質が思ったほど伸びないっていうような声も過去には聞きますので、そこに注意しながら普及を進めていくっていうところが必要だと思っています。

(農政局) 種子については令和8年度分については6ha分をライスジャパン(株)の方から購入されるということですが、それ以降も生産量も増えていくでしょうが種子はライスジャパン(株)の方から購入するということになりますか。

(申請者・登録検査機関・実需者) そうです。

(農政局) 銘柄設定にあたって、県の作付け方針など問題になるようなことはありますでしょうか。

(行政機関) 産地品種銘柄で、奨励品種に位置付けられてなくとも県内で広まっている品種はありますので別に問題はないです。

ただ、今のところは「にじのきらめき」については奨励品種の予定はないです。やはり奨励品種となると県内のどこの地域で試験栽培しても確実にいいデータが取れるという様にデータを積み上げての上で奨励品種が決定されるものです。今の段階では「にじのきらめき」についてはデータもそれほど取れていないということで、今後の状況を見ながら作りたい人がどんどん増えていけば、県としてもデータを取りながら検討をしていくことになります。

(学識経験者) 試験場では過去に試験栽培をしたことがあります。その時は「コシヒカリ」と比較してだが、収量的、品質的にすごくいいというデータが出なかつた。その後、作期をずらしたり、肥料を増やせば評価が変わってくるのがわかつてきました。

県の方としても、上部から検討するように言われているので、今後検討していくことになります。

(申請者・登録検査機関・実需者) 生産現場の声としてはですね、今現在の収穫作業は8月

中に「コシヒカリ」、1ヶ月空いて9月末に「ヒノヒカリ」、10月に「にこまる」という状況なので、「コシヒカリ」の後に「にじのきらめき」が入れば作期分散となり作業もしやすいということになります。

(行政機関) 県の方でも「コシヒカリ」から「ヒノヒカリ」までの間に何かはめる品種はないかと以前からご要望を頂いているところです。この「にじのきらめき」が、可能性があるというご意見でしたので、小さい面積から現場の方で栽培して頂いて、いい手段だといえるよう栽培を進めていただけたら可能性は広がると思います

(農政局) 高知県内では申請者様以外で作付けされている方はおられますよね。

また、銘柄設定されると作付けも増えてくるように思われますが。

(行政機関) 農家の皆さん非常に全国段階の情報を熱心に見ておいでですから、やはり作りたいっていうので高知市とか南国市で作付けされてるという情報も伺っています。

今後、銘柄になればもっと広がってくる可能性があることは自分たちも認識はしております。ただ、一方で種子が足りなくてどうしても広げたくても広げられないという声も頂戴していますのでそこの兼ね合いも見ていくことも必要となります。

(農政局) 自家採取とかは出来ないものですかね。

(行政機関) 自家採種はできないことはないです。農研機構の品種はご自身で購入した場合は自家採種も認めるという見解が出ていたと思います。

ただ自分たちが心配するのは自家採種が広がって、回数を繰り返すと発芽率が確保できないという事例も別の品種であります。そのため、トラブルを回避するという意味ではしっかりととしたところから収集していただく、自家採種についてあまりにも無制限に広げるのはよろしくないということではお話をさせて頂いています。

(農政局) 実需者としてお聞きしますが、他の県では人気があり広がっているということですが今後の需要とかは大丈夫ということでいいですか。

(申請者・登録検査機関・実需者) はい、大丈夫です。

(農政局) 確認ということで、登録検査機関としてお聞きしますが、銘柄鑑定について特徴どおり判定できるということでおろしいですか。

(申請者・登録検査機関・実需者) はい、銘柄鑑定はできます。

(農政局) 他に何かご意見とかがございますか。

## 7. まとめ (農政局)

ただ今、「にじのきらめき」の銘柄設定について、皆様からご発言を頂きました。その結果を改めて確認をさせて頂きます。

ご出席の皆様方から、銘柄設定についてそれぞれの立場からご発言なり、ご意見を頂きました。結果、「にじのきらめき」について、銘柄設定の要件をクリアしている。特性、品質の状況なども問題ない。特段の反対意見もないことから、銘柄に設定することは「適当」であると判断させて頂きたいと思います。

後日、頂きましたご意見を基に議事録を作成し、申請書とともに農林水産省農産局長へ報告させていただきます。

農産局で産地品種銘柄の設定について議論され、産地品種銘柄として設定されれば、来年3月末までに規格規程の改正が行われます。その際には関係者の皆様にも私どもから規格規

程の改正通知も送付させて頂きます。また、申請者様にも結果の通知を合わせて送付させて頂くということで事務を進めて参ります。

なお、産地品種銘柄として設定されれば、県内の登録検査機関にサンプルの配布を行いますので、申請者様には農政局あてに1kg程度提出いただくこととなります。

## 8. 閉会

この他に皆様方から特段のご発言がなければ、以上を持ちまして「にじのきらめき」についての国内農産物の銘柄設定等に係る意見聴取会を閉会とします。

本日は、お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございました。